

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月8日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第1号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
所 在 地	公 署	級別 区分	所 在 地	公 署	級別 区分
略			略		
略 小豆郡土庄町豊島家浦2243の4 略	略 略 略	略	略 小豆郡土庄町豊島家浦2268の56 略	略 豊島駐在所 略	1級地

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤手当等に関する規則の規定は、平成30年12月27日から適用する。